平成２１年（フ）第２２７号
埼玉県ふじみ野市ふじみ野３丁目５番17―311号
破産者　三宅　義之
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１号
北海道旭川市秋月３条２丁目５番28号　ハーモニーD210
破産者　本島　　清
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３６号
仙台市青葉区上杉３丁目６番27―105号
破産者　長井　健一
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
仙台市青葉区上杉３丁目６番27―105号
破産者　長井真由美
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第７４９号
茨城県笠間市石井418―１　大木住宅３号、住民票上の住所茨城県笠間市来栖1794番地６
破産者　柴　　孝則
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第６５号
茨城県土浦市西根南２丁目８番11号103、破産申立時の住所茨城県つくば市並木４丁目16番地１　ガーデンヒルズ並木306号
破産者　稲沼美津留
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２５３号
茨城県土浦市板谷５丁目669番地サン．コーポラス中貫１―201
破産者　佐久間　清
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第６８７号
埼玉県日高市大字旭ケ丘291番地３、開始決定時の住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台２丁目14番地２
破産者　原　　正規
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８号
埼玉県入間市大字仏子922番地２　セントレー仏子202、前住所埼玉県ふじみ野市大井中央４丁目15番17号
破産者　辻　　次人
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８７号
埼玉県川越市上戸新町27番地15
破産者　今野　克泰
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９６号
埼玉県比企郡小川町大字飯田381番地10
破産者　辻本　弘幸
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２１６号
埼玉県所沢市大字山口1380番地の９　グレースガルデン305
破産者　出牛　壮治
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１２４号
長野県北佐久郡立科町大字芦田3437番地４
破産者　武捨みゆき（申立時の姓山浦）
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３３号
長野県上田市上田原1006番地１　中沢住宅３号、前住所長野県上田市本郷684番地３
破産者　川本三知男
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第５３号
長野県埴科郡坂城町大字坂城1143番地４、前住所長野県上田市中央６丁目４番15号
破産者　玉井　礼子
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第２２号
長野県佐久市矢嶋172番地２
破産者　高野　　満
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第２３号
長野県佐久市矢嶋172番地２
破産者　高野　絵理
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第１７５号
長野県小諸市大字大久保2426番地1625
破産者　梅香　幾代
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４号
長野県小諸市大字大久保2426番地1625
破産者　梅香　健智
1　決定年月日　平成21年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部